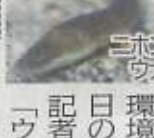


ウナギ 絶滅危惧種

環境省指定、乱獲で激減

25,2,25 金日

環境省のレッドリストの
主な変更点



環境省は「白、絶滅の恐れがある野生生物を分類した「レッドリスト」のうち汽水・淡水魚類の改訂版を公表し、不漁が続くニホンウナギを絶滅危惧種に指定した。(27面に関連記事)

レッドリストに法的拘束力はなく、取引や漁は規制されないが、今後は保護の機運が高まるとみられる。水産庁は、ニホンウナギの資源回復に向け、生態調査や漁獲抑制の国際連携などを進めていく方針だ。

石原伸晃環境相は1日の閣議後記者会見で「ウナギが食べられなくなるというのでは、われわれの食文化になくはない。関係省庁が一丸

となつて守っていく」と述べた。かつて秋田県の田沢湖だけに生息し、絶滅指定していたクニマスについては、山梨県の西湖で2010年に生息が確認されたのを受け、本来の生息地以外に存続している「野生絶滅」に見直した。魚類の絶滅指定の見直しは初めて。なじみの深いドジョウも、外来種との交雑などで絶滅の危険性が懸念されるとして新たに掲載。危険度を評価する情報が足りないため「情報不足」と分類した。

ニホンウナギは開発による生息環境悪化や食用向けの乱獲などで漁獲量が激減。農林水産省の統計では、1960年代には全国で3千ト前後が水揚げされたが、近年は10分の1以下の約200トにまで落ち込んでいる。生態は不明な部分が多いため、環境省はこれまで「情報不足」としていた。今回、漁獲量の推移などから「3世代で72〜92%が減少した」と推定。近い将来、野生での絶滅の危険性が高い「絶滅危惧I B類」とした。水産庁は昨年6月以降、ウナギの生息環境改善や漁獲抑制などの緊急対策に取り組んでおり、13年度予算案に養殖対策も含めたウナギ関連事業として約1億8千万円を計上した。ウナギが回遊する中国や台湾との連携も強める考え。環境省は「既に保全の取り組みが始まっており、捕獲などを規制する種の保存法の対象とはしない」としている。